

令和7年12月

お客さま各位

東予信用金庫

### 暗号資産交換業者および資金移動業者への送金について

平素より格別のご愛顧を賜り、誠にありがとうございます。

インターネットバンキングの不正利用の増加等、昨今の金融犯罪の情勢を踏まえ、今般、金融庁および警察庁から「インターネットバンキングに係る対策強化」、「振込名義人変更による暗号資産交換業者および資金移動業者への送金停止等」の2項目が要請されました。

現在の金融犯罪情勢から、お客さまの財産を守るため、当金庫としても当該要請に応じることといたしました。

つきましては、暗号資産交換業者および資金移動業者への送金に関しまして、下記のとおり対応させていただきますのでご了承ください。

#### 記

1. 暗号資産交換業者および資金移動業者の金融機関口座に対し、送金元口座(法人口座を含む)の口座名義人と異なる依頼人名で行う送金はお取扱いできません。  
(例)暗号資産交換業者および資金移動業者に対して、Aさんの口座を利用してBさんを依頼人とする振込・送金はお取扱いできません。
2. 送金、お振込みをお断りした後も、同様のお申し出または送金が確認された場合には、口座の利用制限を行うこととなりますので、ご了承ください。

以上